

財団法人 日本特産農作物種苗協会

役員退職給与規程

昭和44年	5月	2日	制定
昭和49年	5月	13日	一部改正
昭和54年	5月	25日	〃
平成7年	5月	25日	〃
平成21年	8月	1日	〃

第1条 財団法人日本特産農作物種苗協会の常勤の役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関する事項は、この規定の定めるところによる。

第2条 退職手当は、役員が退職又は死亡した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2)役員が退職した場合において、その者が退職の日又は翌日に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。

第3条 退職手当の額は、在職期間一月につき、その者の退職の時ににおける俸給月額に100分の12.5を乗じて得た額に相当する金額以内とする。

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、同一の役職の役員として引き続いた在職期間による。

2)前項の規定による在職期間の月数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数を生じたときは一月とする。

3)役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。

4)役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

第5条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法の定めるところを準用する。

第6条 理事長は、毎事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員につ

いて必要とする退職手当総額の50%以上に相当する額を役員退職手当引当金として積立てておかなければならない。

附 則

この規程は、昭和44年5月2日から実施する。

附 則

この規程は、昭和49年5月13日から実施する。

附 則

1. この規程は、昭和54年5月25日から実施、同年4月1日から適用する。
2. 昭和54年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が、適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、前項の規定にかかわらず当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間一月につき100分の45以内の割合を乗じて得た額と、当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間一月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額との合計額とする。

附 則

1. この規程は、平成7年5月25日から実施、平成7年4月1日から適用する。
2. 平成7年4月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が、適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、前項の規定にかかわらず当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間一月につき100分の36以内の割合を乗じて得た額と、当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間一月につき100分の18以内の割合を乗じて得た額との合計額とする。

附 則

1. この規程は、平成21年8月1日から実施する。
2. 平成21年8月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が、適用日以降に退職した場合における退職手当の額は、前項の規定にかかわらず当該退職の日における俸給月額に任命の日から適用日の前日までの在職期間一月につき100分の18以内の割合を乗じて得た額と、当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間一月につき100分の12.5以内の割合を乗じて得た額との合計額とする。